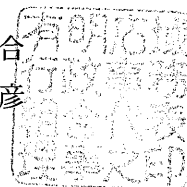


公募型プロポーザル募集に関する公告

有明広域行政事務組合介護認定支援システム整備事業を事業者へ委託するにあたり、優れた企画を募集し事業者を決定するために、次のとおりプロポーザルを実施する。

令和6年4月10日

有明広域行政事務組合
代表理事 浅田 敏彦



1. 件 名 有明広域行政事務組合介護認定支援システム整備事業

2. 概要及び目的

有明広域行政事務組合（以下、「組合」という。）では、荒尾玉名郡市2市4町における介護認定審査会を共同設置し運営している。介護認定審査については、介護保険法において要介護認定に係る申請から30日以内に認定を行うことが定められているが、基準期間達成率が年々低下傾向にある現状である。そのため、業務のデジタル化を軸として総合的に評価し、事業者を選定することで、安定的・効率的な介護認定審査運営を図り、申請から結果通知までの期間を短縮することで、対象住民が適切な介護サービスを速やかに利用できる環境整備を目指すものである。

また、本事業はデジタル庁における「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づく基幹業務に該当しているため、令和7年度中にこれに対応した環境整備が可能であることは前提要件とする。

3. 業務内容 仕様書（別添1）のとおり

4. 履行期間 本業務の契約期間の内訳（予定）は以下のとおりとする。

①システム構築期間：契約締結日から令和7年3月31日まで

②運用・保守期間：システム構築終了日の翌日から60ヶ月間

※システム本稼働日が決まり次第、運用保守契約の開始・終了日を含む内容の協議を行うこととする。

5. 履行場所 有明広域行政事務組合が指定する場所

6. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約

7. 提案限度価格

提案限度価格は次のとおり。

なお、この総額を上回って見積を提示した者は無効とする。

【事業総額】 76,535,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（限度価格の内訳について）

介護認定支援システム構築委託料：

- ・令和6年度：38,311,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ・令和7年度以降の構築費用額は、組合との協議によるものとする。
- ・見積書の消費税及び地方消費税は、10%で計算すること。

介護認定支援システム保守委託料：

- ・令和6年度：848,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ・見積書にはシステム保守にかかる稼働後2ヵ月間分の総額を記載すること。
なお、システム本稼働想定日が令和7年度以降でも概算を提示すること。
- ・各年度の費用額は、組合との協議によるものとする。

介護認定支援システム機器購入費：

- ・令和6年度：37,206,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ・システム機器については、原則購入を想定している。

介護認定支援システム回線使用料：

- ・令和6年度：170,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ・見積書にはシステム稼働後2ヵ月分の総額を記載すること。
- ・なお、システム本稼働想定日が令和7年度以降でも概算を提示すること。
- ・新システムに完全移行した後のシステム回線使用料、ミドルウェア使用料を含む。

8. 参加資格要件

本実施要領の公告日の時点で、次の全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 本提案に基づく仕様書の内容を適切に履行できる事業体制及び安定的な経営基盤を有する法人であること。
- (2) 国、県、市及び町において指名停止期間中又は入札参加資格停止中でないこと。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる位置に就任し、又は実質的経営に関与している法人ではないこと。

(5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(6) 共同事業者による応募である場合は、(1)～(5)の資格の他、次の条件を満たすこと。

① 共同事業者は、関係する事業者の中から代表者を 1 名選定し、その代表者は、契約の相手方となり、提案した事業計画等に基づく事業の実施に連帯して責任を負うこと。

② 関係する事業者が、他の提案に係る構成員になっていないこと。

③ 関係する事業者が、それぞれの果たす役割を書面により明確にできること。

※なお、提案書等の提出日から契約締結日までの期間に、応募の資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とします。

9. 評価基準 別添 2「介護認定支援システム整備事業に係るプロポーザル評価基準（以下、「評価基準」という。）」のとおり

10. 選考方法

(1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。

(2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき代表理事が決定する。

(3) 選考は、評価基準書に基づき提案書等の書類審査、並びにプレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行うこととするが、状況に応じてオンラインでのプレゼンテーションに変更する場合がある。

(4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。

(5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。

(6) 選考結果は参加者すべてに通知する。

(7) 参加者が 1 者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目で各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

11. 選考委員会の構成

選考委員会は「有明広域行政事務組合 介護認定審査会運営委員会」における構成員 19 名中その職種に応じた 11 者を選任し、構成する。

12. 実施要領等に関する質問・回答・公表

(1) 受付期間 令和 6 年 4 月 10 日（水）～ 令和 6 年 4 月 19 日（金）17 時まで

(2) 受付方法 質問事項等を記載した質問書（様式第 6 号）を電子メールで提出すること。
電話・来庁・FAX・口頭等での質問は受付ないものとする。

その際、電子メールの表題については「プロポーザル質問書【有明広域介護認定支援システム整備事業】（業者名）」とし、電子メールを送信した後

に、事務局まで送信した旨の連絡をすること。なお、質問については、参加表明書、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限って受付けるものとする。

- (3) 回答・公表 令和6年4月25日(木)17時までに電子メールで回答するとともに、ホームページで公表する。

- (4) 電子メールアドレス等

電子メールアドレス kaigohokenka@ariakekouiki.jp

ホームページアドレス <https://www.ariake-kouiki.or.jp/>

13. 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年5月2日(木)17時(※必着)
- (2) 提出書類 「15. 提出書類の1~5、及び※チェックリスト(参加表明書)」を提出すること。
- (3) 提出場所 〒869-0292
熊本県玉名市岱明町野口2129番地(玉名市役所岱明支所3階)
有明広域行政事務組合 介護保険課 担当:前川、伊豫、門前
- (4) 提出方法 持参又は郵送等
※持参の場合は9時~17時(土日、祝日を除く。)
担当者が不在の場合もあるため、必ず事前に電話連絡をすること。
※郵送の場合、封筒の表面に「有明広域介護認定支援システム整備事業参加表明書等在中」と朱書きし、書留郵便等の配達記録が残るように送付すること。

14. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年5月10日(金)17時(※必着)
- (2) 提出書類 「15. 提出書類の6~11及び※チェックリスト(企画提案書等提出時用)」
- (3) 提出部数 各8部(正本1部・副本7部) 併せて電子媒体(CD-R)1枚に格納し提出すること。
- (4) 提出場所 〒869-0292
熊本県玉名市岱明町野口2129番地(玉名市役所岱明支所3階)
有明広域行政事務組合 介護保険課 担当:前川、伊豫、門前
- (5) 提出方法 持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)
※持参の場合は9時~17時(土日、祝日を除く。)
※郵送の場合、封筒の表面に「有明広域介護認定支援システム整備事業企画提案書等在中」と朱書きし、書留郵便等の配達記録が残るように送付すること。

電子媒体(CD-R)へ格納する際のファイル形式は、Microsoft社のoffice製品で判断できるもの又はPDFファイルとすること。また、当組合が指定するファイルにて提出する書類は、ファイル形式を変換しないこと。

15. 提出書類

次の書類を提出すること。

ただし、公告日時点で有明広域行政事務組合競争入札参加者資格を有している者は、番号2～5及び7、9の書類を不要とする。

書類番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書 (様式第1号)	印鑑は実印を押印すること(法務局が証明する代表者の印鑑)。ただし、公告日時点で有明広域行政事務組合競争入札参加資格を有している者は、有明広域行政事務組合に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	印鑑証明書 (原本または写し)	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書(発行後6ヶ月を超えないもの)
3	履歴事項全部証明書 (原本または写し)	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書(発行後6ヶ月を超えないもの)
4	完納証明書 (原本または写し) 又は 納税証明書 (原本または写し)	次の証明書(発行後3ヶ月を超えないもの)を添付すること。 ア. 組合管内2市4町(荒尾市・玉名市・玉東町・南関町・長洲町・和水町)で課税がある場合(管内2市4町に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等) 完納証明書(原本または写し)又は納税証明書(原本または写し) イ. 上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村税の納税証明書(原本または写し) ※新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予を受けた方は、事前に相談すること。
5	法人税、消費税及び地方消	申告している税務署が発行する納税証明書

	費税の納税証明書（原本または写し）（未納の税額がないことの証明）その3の3	免税事業者・新規事業者に関わらず発行されるので必ず添付すること。（発行後3ヶ月を超えないもの） ※新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予を受けた方は、事前に相談すること。
6	企画提案書 （様式第2号）	提出は1参加者につき1提案とする。 様式は特に定めないが、A4サイズ、両面印刷を原則とする（A3判を使用する場合は、A4判の大きさに三つ折りにすること）。 できる限り簡潔・明瞭にまとめるなど過大なものとならないよう留意すること。 なお、ページ数は50ページ以内とし、ページ番号を付与すること。必要に応じて添付書類を付けても良いが、そのページ数を含めて50ページ以内に収めること。 「別添2 評価基準」の提案書等への記載内容等に沿って作成すること。
7	事業者概要 （様式第3号）	
8	業務実績及び 業務執行体制、 配置予定の業務責任者、 担当者の経歴等の状況 （様式については任意）	
9	直前2年分の財務諸表類 （貸借対照表及び損益計算書の写し）	※その他のこれに準ずる書類を提出する場合は事前に相談すること。
10	価格調書 （様式第4号）	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 公告日時時点で有明広域行政事務組合競争入札参加者資格を有している者は、有明広域行政事務組合に届け出ている使用印鑑を押印すること。 ● 構築経費と運用保守経費の参考見積書をそれぞれ作成すること。

11	<p>参考見積書 (別紙内訳)</p>	<p>※運用保守経費も採点項目です。</p> <p>●上記様式とは別に、構築経費と運用保守経費ごとに内訳(下記の項目別は最低限記載をお願いします)を提出してください。</p> <p>※様式は任意です(項目は必須)。</p> <p>※項目に該当しない費用は「その他」へ記載してください。</p> <p>※()記載のある項目については、それぞれを分けた形で作成してください。項目の数量、規格等の詳細については仕様書をご確認ください。</p> <p>内訳に記載する項目</p> <p>【構築経費】</p> <p>①ソフトウェア関連 (ミドルウェア、パッケージ)</p> <p>②機器関連 (サーバー、デスクトップPC、ノートPC、タブレット、プリンター、プロジェクター、OCR装置、ルーター、スイッチ、ケーブル、ディスプレイ分配器、ウイルス対策ソフト)</p> <p>③サーバー構築作業経費</p> <p>④システム構築作業経費</p> <p>⑤データ移行作業経費</p> <p>⑥機器セットアップ作業経費</p> <p>⑦その他の経費</p> <p>【運営保守経費】</p> <p>※保守経費は、2ヵ月分の費用を見積もること。</p> <p>①ミドルウェア、パッケージ、システム保守費</p> <p>②その他の経費</p>
※	<p>チェックリスト (参加表明書等提出時用) (企画提案書等提出時用)</p>	<p>提出書類をチェックすること。提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。</p>

16. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

(1) 実施日時 令和6年5月中旬～6月上旬（予定）。 詳細は別途連絡する。

(2) 実施場所 別途通知する。

(3) 第一次審査

提出された企画提案書の内容について、委員会にて書面審査を評価基準に基づき実施し、次の要件を満たしている上位2者を第二次審査対象事業者として選定する。

なお、第二次審査対象事業者に対しては、書面にてその旨を通知するとともに第二次選考審査の参加を要請する。また、審査を通過しなかった者については、書面によりその旨と理由を通知する。

(4) 第二次審査

第一次審査の評価内容と合わせ、委員会がプレゼンテーション審査を評価基準に基づき実施し、総合評価方式において最も優れていると委員会が判断した事業者を優秀提案者として1者選定する。

なお、価格調書は二次審査に含む。なお、第二次選考審査の順番は、第一次選考審査用提出書類の受付順とする。

※プレゼンテーション審査の詳細な日時等については、第一次審査結果通知と併せて通知する。

(5) 実施時間 1者につき40分程度

(プレゼンテーション30分程度・ヒアリング10分程度)

(6) 出席者 1者につき5名までとする。

プロジェクトリーダーの参加を必須とする。

(7) 審査結果の通知

選定結果は、本企画提案に参加したすべての業者に対して文書にて通知する。

(8) 留意事項 プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン、プロジェクター等による説明は許可する。プロジェクター、スクリーン及びHDMIケーブルは有明広域行政事務組合が用意するが、それ以外のパソコン等の必要な機器は参加者が用意すること。

プレゼンテーション・ヒアリングは個別に行い、非公開とする。

17. スケジュール

本業務に係るスケジュールは次のとおりとする。

実施内容	実施期間又は期日
プロポーザルの公表	令和6年 4月10日(水)
質問書の提出期限	令和6年 4月19日(金) 17時まで必着
質問書に対する回答	令和6年 4月25日(木)
参加表明書の提出期限	令和6年 5月 2日(木)
企画提案書の提出期限	令和6年 5月10日(金) 17時まで必着
プレゼンテーション	令和6年 5月中旬～6月上旬
審査結果の通知	令和6年 6月中旬
契約の締結及び業務開始	令和6年 6月中旬～下旬

※現時点での予定であり、都合により変更する場合がある。

18. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公平公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 最低水準点を設けた項目で、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (8) コンソーシアム若しくは複数の業者による連合会で書類を提出した場合

19. 無効事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 「7. 提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

20. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。

- (4) 採用された提案書等の著作権は有明広域行政事務組合に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲で複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、有明広域行政事務組合情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容では必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 提出書類の記入で、公告日時点で有明広域行政事務組合競争入札参加者資格を有している者は、有明広域行政事務組合に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- (9) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (10) 特定結果の公表の際は、候補者以外の業者名と評価結果が結びつかないように配慮する。ただし、参加業者数が2者のみの場合は、この限りでない。

21. 事務局（担当課）

〒869-0292

熊本県玉名市岱明町野口 2129 番地 (玉名市役所岱明支所 3 階)

有明広域行政事務組合 介護保険課 担当：前川、伊豫、門前

電話番号 0968-57-5641 FAX 番号 0968-57-5492

電子メール kaigohokenka@ariakekouiki.jp

22. その他

このプロポーザル実施要領に定めのない事項については、契約書あるいは双方協議のうえ定めるものとする。